



厚生労働省発健0324第1号
令和4年3月24日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



諮問書

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第5項の規定に基づき、別紙
「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3
年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）一部改正案」
について、貴会の意見を求めます。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和三年二月十六日付け厚生労働省発健〇二一六第一号厚生労働大臣通知）一部改正案

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種において新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和三年二月十四日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条の承認を受けたものに限る。）を使用する場合の対象者について、現在は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に居住する十八歳以上の者としており、市町村の区域内に居住する十二歳以上の者とする事。

厚科審第23号
令和4年3月24日

予防接種・ワクチン分科会長
脇田 隆 字 殿

厚生科学審議会長
福井 次 矢



「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）一部改正案」について（付議）

標記について、令和4年3月24日付け厚生労働省発健0324第1号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。